

佐野市災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害発生や市が管理する水道管の破損等に伴い水道が断水状態になった場合に備え、飲料水以外の洗濯、風呂、トイレ、掃除等に使用する生活用水を確保するため、市内にある井戸及び湧水を所有者の協力により災害用井戸・湧水として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害用井戸・湧水の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 災害発生や市が管理する水道管の破損等による断水時に水の無償提供が可能であること。
- (2) 井戸・湧水の位置情報及び所有者の氏名を公表することが可能であること。
- (3) 門、玄関、塀その他の近隣から見やすい場所に災害用井戸・湧水が所在する旨の標識を掲示することが可能であること。
- (4) 地域住民が井戸・湧水の提供を受ける際に、所在地に立ち入ることが可能であること。

(登録の手續)

第3条 登録をしようとする井戸・湧水所有者（以下「申出者」という。）は、佐野市災害用井戸・湧水登録申出書に必要な事項を記載し、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は前項の登録申出書の提出があったときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を申出者に、佐野市災害用井戸・湧水登録適否決定通知書により通知するものとする。

(標識)

第4条 市長は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた井戸・湧水所有者（以下「登録井戸・湧水所有者」という。）に対し、標識を交付する。

- 2 前項の規定により標識の交付を受けた登録井戸・湧水所有者は、当該標識を門、玄関、塀その他の近隣から見やすい場所に取り付けるものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 災害用井戸・湧水の第三者利用に当たっては、次に掲げる事項を遵

守するものとする。

- (1) 災害用井戸・湧水の第三者利用は、災害発生や市が管理する水道管の破損等による断水時のみとすること。この場合において、利用時間は登録井戸・湧水所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限るものとする。
- (2) 災害用井戸・湧水の第三者利用は、登録井戸・湧水所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 利用者が登録井戸・湧水所有者から井戸・湧水に関する管理上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(登録期間)

第6条 登録期間は、災害用井戸・湧水登録決定通知書の通知日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 登録期間満了日までに登録期間の更新をしない旨の申出がない場合は、当該登録期間をさらに1年間延長するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 災害用井戸・湧水登録申出書の記載内容に変更が生じた場合、登録井戸・湧水所有者は、佐野市災害用井戸・湧水登録（変更）申出書により市長に申し出るものとする。

- 2 市長は前項の災害用井戸・湧水登録変更申出書を受理したときは、登録井戸・湧水所有者に、佐野市災害用井戸・湧水登録変更通知書により通知するものとする。

(登録の解除)

第8条 登録井戸・湧水所有者は、次に掲げる場合は、速やかに佐野市災害用井戸・湧水登録（解除）申出書により、市長に申し出るものとする。

- (1) 井戸・湧水を廃止した場合
- (2) 井戸・湧水の使用を停止した場合
- (3) 井戸・湧水を譲渡した場合
- (4) 災害時に井戸水・湧水を近隣住民に提供することができなくなった場合

- 2 市長は、次に掲げる場合は、災害用井戸・湧水の登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申出があった場合
 - (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
 - (3) その他市長が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合
- 3 市長は、前項の規定により災害用井戸・湧水の登録を解除する場合、佐野市災害用井戸・湧水 登録解除通知書により登録井戸・湧水所有者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた登録井戸・湧水所有者は、速やかに標識を市長に返還しなければならない。

(免責)

第9条 災害用井戸・湧水の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、登録井戸・湧水所有者の故意による場合を除き、登録井戸・湧水所有者はその責任を負わないものとする。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から実施する。